

# 福岡県公報

令和 2 年 5 月 15 日  
第 102 号

## 目 次

### 告 示 (第 430 - 440 号)

○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	(環境保全課)	1
○ 漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の同意	(漁業管理課)	2
○ 道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○ 福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し	(会計管理局会計課)	2
○ 土地取用法に基づく事業の認定	(用地課)	2
○ 道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○ 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○ 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○ 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○ 道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○ 道路の供用の開始	(道路維持課)	5
<b>公 告</b>		
○ 土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	6
○ 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(新雇用開発課)	6
○ 落札者等の公示	(市町村支援課)	6
○ 落札者等の公示	(県営住宅課)	6
○ 落札者等の公示	(税 務 課)	7
○ 土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	7
○ 公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○ 公共測量の終了	(県土整備総務課)	8
○ 公共測量の終了	(県土整備総務課)	8

○ 公共測量の終了	(県土整備総務課)	8
○ 公共測量の終了	(県土整備総務課)	8
○ 公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○ 公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○ 公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○ 公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○ 開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○ 開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10

### 監 査 委 員

○ 監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第一課)	10
○ 監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第一課)	18
○ 監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第二課)	21

### 公 安 委 員 会

○ 遺失物法施行令に基づく特例施設占有者の指定	(警察本部総務部会計課)	25
-------------------------	--------------	----

### 雑 報

○ 令和 3 年度福岡県農業大学校の学生の募集	(経営技術支援課)	25
-------------------------	-----------	----

## 告 示

### 福岡県告示第 430 号

土壤汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和 2 年 5 月 15 日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
京都郡苅田町長浜町 20 番 2、20 番 3、20 番 4 及び 20 番 5 の各一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成 14 年環境省令第 29 号。以下「規則」という。)第 31 条第 1 項及び第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

- 3 規則第58条第5項第10号から第13号までの該当性  
規則第58条第5項第12号（埋立地管理区域）に該当

**福岡県告示第431号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

令和2年5月15日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 分 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
福岡市東区 大字志賀島 〃	折居 正和 竹井 忠彦	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧志賀島漁業協同組合の地区 (志賀島加入区)	小型底びき網漁業

**福岡県告示第432号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年5月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年5月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
南 筑 後	大牟田 高 田 線	大牟田市大字宮崎1146番2先から 大牟田市大字宮崎1147番2先まで

**福岡県告示第433号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

令和2年5月15日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所 及び氏名	売りさばき所	取消年月日
502	東京都港区高輪三丁目19番15号 日本貸金業協会	福岡市中央区舞鶴二丁目2番3号	令和2年3月31日

**福岡県告示第434号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年5月15日

福岡県知事 小川 洋

- 起業者の名称  
社会福祉法人恩賜財団済生会
- 事業の種類  
社会福祉法人恩賜財団済生会支部福岡県済生会八幡総合病院移転新築工事
- 起業地
  - 収用の部分  
北九州市八幡西区大字則松字一本木及び字大坪地内
  - 使用の部分  
なし
- 事業の認定をした理由
  - 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について  
本件事業は、土地収用法第3条第24号に掲げる「医療法（昭和23年法律第205号）による公的医療機関」に関する事業に該当するため、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される

## (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である社会福祉法人恩賜財団済生会は、医療法による公的医療機関の指定を受けており、本件事業に要する経費については、同法人の支部組織として済生会八幡総合病院を運営する、社会福祉法人恩賜財団済生会支部福岡県済生会（以下「支部」という。）の理事会の承認を得て予算計上されていることから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、社会福祉法人恩賜財団済生会が既存の済生会八幡総合病院を北九州市八幡西区大字則松地内に移転、新築するものである。

済生会八幡総合病院は、昭和2年4月の発足以降、北九州市八幡地区における医療需要の増加から増床を重ね、現在では403床の病床及び脳神経外科、腎臓内科等の26の診療科を設け、さらに、社会福祉活動として、無料低額診療事業等を行っている総合病院である。

済生会八幡総合病院の主な建物は、西棟北、西棟南及び東棟の計3棟であるが、3棟のうち西棟北及び西棟南については、建築後40年以上経過しており、老朽化が著しくなっている。

さらに、平成25年に改正された、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）により、昭和56年以前の耐震基準によって建てられた病院等の大規模建築物に対して、耐震診断を行うことが義務付けられたことから、平成27年6月に西棟北及び西棟南の耐震診断を行ったところ、西棟北がIs値=0.31、西棟南がIs値=0.56で、「西棟北及び西棟南ともごく一部の階を除き、地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険が高い又は危険性がある」という診断結果であり、耐震性能の不足が明らかとなったことから、耐震性能の改善を早急に行う必要が生じている。

また、西棟北及び西棟南では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく建築物移動等円滑化基準に適合していない箇所も存している。

以上のことから、支部では、耐震性能の不足等を解消するため、理事会において済生会八幡総合病院を福岡県北九州市八幡西区に移転、新築することを決定してい

る。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、現行法の耐震基準を満たす耐震性の高い病院となることによって、大地震などの災害が発生した際においても被災者を受け入れることができ、病院の重要な使命である患者の生命を守るための医療活動を行うことができる。また、建築物移動等円滑化基準に適合する病院を建設することで、高齢者等が安心、安全に利用することができる病院となる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は確認されていないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、交通の利便性、療養環境、周辺の医療機関との連携及び事業費等の面から3案について検討を行った上で、交通の利便性及び療養環境に優れ、周囲の医療機関との連携を図ることができ、事業費も3案中最小となる、社会的、技術的及び経済的に優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、公的医療機関である済生会八幡総合病院が、近年多発する大地震が発生した際に倒壊又は崩壊する可能性が高い状況であること等から、本件事業を早急に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## (5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足す

るものと判断される。

以上により、社会福祉法人恩賜財団済生会から申請のあった社会福祉法人恩賜財団済生会支部福岡県済生会八幡総合病院移転新築工事について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

- 5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所  
北九州市八幡西区役所（総務企画課）

**福岡県告示第435号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年5月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年5月15日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝 倉	殖 木 入 地 線 甘 木	朝倉市入地819番2先から 朝倉市入地1571番5先まで

**福岡県告示第436号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年5月15日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
筑紫野市大字大石198の12、198の15、198の16、198の35
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字大石198の12・198の15（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第437号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年5月15日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
筑紫野市大字萩原115の1、115の2、115の4、122の2、123の1、124、126から128まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大字萩原115の1・115の2・115の4・122の2・123の1・124・126から128まで（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 福岡県告示第438号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年5月15日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所  
うきは市浮羽町小塩字矢ノ峯1581の1、1589の1
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字矢ノ峯1589の1、1581の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 福岡県告示第439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年5月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚 県道		豆田線 稲築	前	嘉穂郡桂川町大字土居826番1先から 嘉穂郡桂川町大字土居819番1先まで	11.2 ～ 12.4	7.5
			後	嘉穂郡桂川町大字土居826番1先から 嘉穂郡桂川町大字土居819番1先まで	11.2 ～ 12.7	

### 福岡県告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年5月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年5月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	豆田線 稲築	嘉穂郡桂川町大字土居826番1先から 嘉穂郡桂川町大字土居819番1先まで

公 告

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年5月15日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
城島町土地改良区	令和2年4月28日

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第7号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県身体障害者適応訓練委託規則を廃止する規則（令和2年福岡県規則第24号）の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部労働局新雇用開発課に備え置きます。

令和2年5月15日

福岡県知事 小川 洋

## 1 意見を募集しなかった理由

「福岡県職場適応訓練委託規則（昭和41年福岡県規則第47号）」が、「福岡県身体障害者適応訓練委託規則」を包括して規定されていることによる廃止であり、当然必要とされる規定の整備を行ったものとして、福岡県行政手続条例第37条第4項第7号に該当するため

## 2 規則の公布日

令和2年3月31日

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年5月15日

福岡県知事 小川 洋

## 1 契約に係る特定役務の名称及び数量

名称 福岡県住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの運用及び保守業務

数量 一式

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

## (1) 部局の名称

福岡県企画・地域振興部市町村支援課

## (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

## 3 契約の相手方を決定した日

令和2年4月1日

## 4 契約の相手方の氏名及び住所

## (1) 氏名

地方公共団体情報システム機構

## (2) 住所

東京都千代田区一番町25番地

## 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

95,359,374円

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)に該当

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年5月15日

福岡県知事 小川 洋

## 1 契約に係る特定役務の名称

新福岡県営住宅総合管理システム運用保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県建築都市部県営住宅課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

令和2年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

東芝デジタルソリューションズ株式会社 九州支社

(2) 住所

福岡市中央区長浜二丁目4番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

40,108,728円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年5月15日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る特定役務の名称

県税に係る収納管理事務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部税務課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

令和2年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社福岡銀行

(2) 住所

福岡市中央区天神二丁目13番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

36,551,460円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条1(c)(i)に該当

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年5月15日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
耳納山麓土地改良区	令和2年5月1日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年5月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
飯塚市内野	令和2年4月10日から 令和2年6月30日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年5月15日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（令和元年度地盤沈下観測調査一級水準測量）
- 2 測の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
柳川市（旧柳川市、旧大和町、旧三橋町の区域）、筑後市、大川市、みやま市（旧瀬高町、旧高田町の区域）、大牟田市、三潞郡大木町	令和2年3月19日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年5月15日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
築上郡築上町大字奈古 地内	令和2年3月23日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年5月15日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
八女市立花町（国道3号）	令和2年2月28日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年5月15日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測の実施地域及び終了年月日



実施地域	終了年月日
糸島市東（国道497号）	令和2年3月19日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年5月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
糸島市二丈松国、二丈波呂（国道497号）	令和2年3月19日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により宮若市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年5月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量  
修正数値図化レベル1000・レベル2500
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
宮若市全域	令和2年3月16日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により篠栗町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年5月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
航空写真撮影（写真地図作成）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
糟屋郡篠栗町	令和2年3月13日

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年5月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
行橋市行事三丁目365番1、365番2及び366番から368番まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
北九州市小倉北区馬借二丁目6番6号  
第一ホーム株式会社  
代表取締役 津村 昭宏

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年5月15日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市寺福童字内畑上道西813番1、813番2、813番16、814番3、814番10から814番16まで、819番1、819番2及び820番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
久留米市東町185番地 立野ビル1階  
株式会社お部屋倶楽部  
代表取締役 井出 秀聡

**監査委員**

**監査公表第11号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した本庁定期監査の結果（令和元年11月11日1監総第216号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年5月15日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	行 正 晴 實
同	世 利 洋 介
同	長 裕 海

2行経第252号  
令和2年4月17日

福岡県監査委員

藤山泰三 殿  
行正晴實 殿  
世利洋介 殿  
長裕海 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

令和元年11月11日1監総第216号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部 福祉総務課	福岡県総合福祉センター行政財産使用許可に係る庁舎等維持負担金について、指定管理者から管理経費の額の報告を受けた後、速やかに調定すべきところ、遅延していた。	再発防止策として、新たに、電子データの進捗管理業務表に、担当者及び上司が、必要事項の入力、確認を行うことで進捗を管理し、速やかに調定を行うこととした。 また、上司が文書・処理一覧表で指定管理者からの報告書の受領状況を適宜確認し、調定を行っていない案件がないか確認することとした。 今後は、調定業務全般について、必ず関係規則等を確認し、適正な処理を行うこととし、今回の誤り及び再発防止策についてまとめたファイルを作成して課として確実に引き継いでいくこととした。

<p>人づくり ・県民生活部 スポーツ振興課</p>	<p>車椅子の修理代として支出したその他需用費について、消費税が非課税となるところ、消費税及び地方消費税相当額を加算して支払い、支給過大となっていた。</p>	<p>支給過大については、令和元年11月26日及び11月27日に支払先の2事業者から返還を受けた。 本指摘事項の内容について、令和2年1月27日に課長から係長以上の職員に対して、また、その後各係長から係員に対してそれぞれ文書及び口頭で周知・注意喚起を行った。 また、再発防止のために、担当者の業務マニュアルや、課として常備している例規ファイルに本件について記載し、確実に引き継いでいくこととした。</p>
<p>人づくり ・県民生活部 生活安全課</p>	<p>福岡県飲酒運転撲滅活動アドバイザーに対する報償費について、業務の履行確認後速やかに支払うべきところ、著しく支払が遅延しているものが多い数あった。</p>	<p>本件報償費について、支払に必要なアドバイザーの派遣先からの実施報告書やアドバイザーから提出される旅費の請求書の提出がないことを理由に遅延していたものであるが、再発防止策として、実施報告書及び旅費請求書について、担当者から派遣先及びアドバイザーに対し電話や文書による督促を行うこととし、旅費が不要な場合は、派遣先からの実施報告書の受領をもって速やかに報償費を支払うことを徹底することとした。 また、担当者以外の職員や上司を含めた2名以上で進捗管理を行うこととした。</p>

<p>保健医療介護部 がん感染症疾病対策課</p>	<p>資金前渡により支払われた その他需用費（資料代）につい て、精算書により精算すべきと ころ、これを行っていないかっ た。</p>	<p>所属長から、所属内の全職員 に対し、本指摘事項の内容と、事 務処理にあたっては、関係法規 等を確認することを周知徹底し た。 再発防止策として、支払いを 担当する職員は、前渡資金を受 領する職員に対し、資金交付時 に精算書の様式を併せて配付 し、前渡資金を受領した職員が、 その支払後速やかに精算を行う よう事務を改めた。 部としても、本指摘事項を部 内全所属に通知し、注意を促す とともに、会計事務に当たって は、公金を扱う責任を自覚して、 その関係規定を確認し、再発防 止に努めるよう周知した。</p>
<p>環境部 環境保全課</p>	<p>資金前渡により支払われた 通信運搬費（賞品運搬料）につ いて、その支払を終了した日の 翌日から起算して5日以内に 精算すべきところ、その期限ま でに精算を行っていないかっ た。</p>	<p>今回の指摘を受け、庶務担当 係長（出納員）が、課内職員全員 に資金前渡事務の精算期限につ いて周知し、資金前渡の精算を 適正に実施するように注意喚起 した。 資金前渡の支出負担行為を起 案した職員が後日の精算を適正 に実施するため、同職員が文書 起案時にその文書に精算期限内 の精算が必要である旨を明示 し、精算を実施するまで他の文 書と明確に区別して取り扱うこ ととし、また、各係長が精算期限 を管理し精算状況を確認するこ ととした。</p>

福祉労働部 福祉総務課	福岡県総合福祉センターの 指定管理者に貸与している備 品について、現物の確認、備 品シールの貼付を行わないな ど、その管理が適正になされ ていなかった。	直ちに現物確認を行い、備品 が適正に管理されていることを 確認のうえ、備品シールの貼付 を行った。 今後は、課として進捗管理を 徹底し、担当者の業務が繁忙の 場合は、適宜応援体制を確保す るなどして、指定管理者からの 報告に基づき、遅滞なく備品の 現物の確認、備品シールの貼付 など適正な処理を行うこととし た。 また、今回の誤り及び再発防 止策についてまとめたファイル を作成して課として確実に引き 継いでいくこととした。
----------------	---	---

## 注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
企画・地域振興部	政治資金収支報告書の複写代金として収納した現金について、遅滞なく金融機関に払い込むべきところ、遅延していた。	再発防止策として、金融機関に払い込みを行う現金出納員の業務担当係において、現金を収納し現金出納簿に記入した際、担当者と業務担当係長で手許保管金額の合計額等をチェックし、押印することとした。 また、庶務担当係長が遅滞なく金融機関に払い込んでいるかを確認した後、現金出納簿に押印することとした。さらに、毎月15日と月末を払込日として業務カレンダーに明記することにより、払い込みを行う者に注意喚起を行うこととした。
環境部	雑入（行政代執行費用返還金）の収入未済額が、前年度に比べて、1,571,218,182円増加している。	本件の収入未済は、産業廃棄物処理業者の不適正処理により生じた生活環境保全上の支障のおそれを除去するために実施した行政代執行に係る費用について、平成30年度に納付命令の発出・求償を行ったが、納付がなかったため生じたものである。 行政代執行事案が新たに発生しないよう、不適正処理の未然防止、早期是正を図るため産業廃棄物処理に対する監視指導体制を強化した。 また、継続的に滞納者の財産調査を実施し、新たに判明した財産の差押えや一括納付が困難な滞納者からの一部納付等により、収入未済縮減に努めている。

<p>建築都市部</p>	<p>住宅管理使用料の収入未済額が、前年度に比べて6,074,238円増加している。</p>	<p>次のとおり、今後も、段階に応じた様々な対策等を粘り強く実施し、収入未済額の減少を図ることとした。</p> <p>入居者に対しては、家賃の滞納を防止するため、入居前の説明会や入居者用チラシの配布の際に、口座振替制度等の周知を行い、その積極的活用の促進に取り組む。</p> <p>家賃滞納者に対しては、文書による督促に加え、夜間の電話や訪問による督促を引き続き実施するとともに、滞納者の事情に応じて分割納付を認めるなど、滞納家賃の徴収に取り組む。</p> <p>上記の取組に従わない悪質な滞納者に対しては、上記の取組に加え、滞納家賃の支払や住宅明渡しを求め訴訟を提起するなど厳正に対処することとし、収入の確保及び滞納増加の防止に取り組む。</p> <p>退去した滞納者に対しては、令和元年11月から、弁護士法人に滞納家賃の回収業務を委託し、回収対策の強化を図ったところである。</p>
<p>県土整備部</p>	<p>資金前渡により支払われた食糧費（協議・懇親会費）について、その支払いを完了した日の翌日から起算して5日以内に精算すべきところ、その期限内までに精算を行っていなかった。</p>	<p>再発防止を図るため、担当者及び上司は、資金前渡の事務について、会計課作成の「会計事務の手引き」により、その事務処理を再度確認した。</p> <p>また、担当者は、資金前渡職員に資金を交付する際、精算期限を伝え、確実に精算させること</p>



		<p>とした。</p> <p>さらに、新たな取り組みとして、担当者は部内共通のチェックシートに精算期限を記入し、出納員はその写しを精算が完了するまで保管するとともに、資金前渡職員に期限内の精算を促すこととした。</p>
--	--	---

**監査公表第12号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した本庁定期監査の結果（令和元年11月11日1監総第216号）に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年5月15日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	世利洋介
同	長裕海

2 教財第78号

令和2年4月17日

福岡県監査委員

藤山 泰三 様

同

行正 晴實 様

同

世利 洋介 様

同

長裕 海様

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和元年11月11日1監総第216号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、  
別紙のとおり通知します。

## 別紙

## 注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育庁	<p>地域改善奨学資金貸付金償還金の収入未済額が、前年度に比べて32,472,374円減少しているが、依然として多額である。</p>	<p>地域改善奨学資金貸付金償還金の債権回収については、文書や電話による督促をはじめ、以下の取組を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 奨学金相談員及び課職員による、滞納者への戸別訪問を実施し、個々に応じた返還計画の提案や指導及び免除・猶予制度の周知徹底を行うとともに、訪問時不在だった者に対しては、続けて電話督促を実施するなど、返還の再開及び継続的な返還が行われるよう督促を行っている。</li> <li>2 奨学金返還督促強調月間を設定し、8月と翌年2月には、担当者だけではなく、担当者が所属する係全員で電話督促を行っている。</li> </ol> <p>また、これまで戸別訪問で面接が出来なかった滞納者を中心に、訪問時間帯を夕方・夜間へ変更した戸別訪問を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 長期滞納者に対しては、改めて状況を認識させ、返還を意識付けさせるため、債務承認書を送付し、戸別訪問による回収を行うとともに、返還の督促及び返還計画の提案を行っている。</li> <li>4 県外に居住している高額滞納者に対しては、重点的に職員による訪問を実施している。</li> </ol> <p>これらの取組により、収入未済額が減少しているため、今後も継続して取り組んでいくとともに、より効果的な取組を検討するなど、収入未済の解消に向け債権の回収の回収に努めることとする。</p>

**監査公表第13号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査の結果（令和元年11月11日1監総第216号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年5月15日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	世利洋介
同	長裕海

2 県土総第178号  
令和2年4月21日

福岡県監査委員	藤山泰三様
同	行正晴實様
同	世利洋介様
同	長裕海様

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

令和元年11月11日1監総第216号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、  
別紙のとおり、通知します。

## 別紙

## 指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部 苅田港務所	平成30年及び平成31年の3月分の苅田港港湾施設使用料及び苅田港埠頭施設使用料は、それぞれ3月に調定しなればならなかったが、4月に遅れて調定していたため、収入の会計年度を誤っていた。	荷役や天候等の状況により、事前に使用期間を把握することが困難な場合の使用料を徴収する手続を定めていなかったため、令和元年6月に、福岡県港湾施設管理条例の施行に係る事務処理要綱（福岡県港湾施設管理事務処理要綱）を新たに定めた。 今後は、この要綱に基づき、事前に使用期間を把握することが困難な場合に限り、実績が確定した月の翌月に一括して事後に入出港の届出や施設使用承認申請を行うことを認め、これに合わせて調定することとした。また、3月分の使用料は、納入通知書を発行した日の属する年度を収入の会計年度とすることとした。

## 注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	資金前渡により支払われた負担金（講習会受講料）は、旅行完了日の翌日から起算して5日以内に精算しなければならなかったが、その期限までに精算を行っていないかった。	会計担当者は、資金前渡の事務処理の都度、資金前渡職員に対して、精算期限の説明を徹底することとした。 また、同担当者は部内共通のチェックシートに精算期限を記入し、出納員はその写しを精算が完了するまで保管するとともに、期限内の精算を徹底することとした。
県土整備部	揚水機、OA チェア及び格納箱の3点の備品については、所在が不明となっており、その管理及び処分が適正に行われていなかった。	物品担当者及び係長は、毎年度、備品管理一覧表と現物の照合を行い、備品の管理状況を確認することとした。また、使用でなくなかった備品については、その都度、返納及び処分手続きを確実に行うこととした。 さらに、持ち出し可能な備品については、物品利用管理簿を定期的に確認し、貸出し等の管理を徹底することとした。



## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第102号

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき下記の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、遺失物施行規則第28条第4項の規定に基づき公示する。

令和2年5月15日

福岡県公安委員会

氏名又は名称	代表者氏名	施設名称	住所又は所在地	施設の所在地
東京建物株式会社	代表取締役 野村 均	PRALIVA	東京都中央区八重洲 1丁目9番9号	福岡市早良区西新 4丁目1番1号

## 雑 報

### 公告

令和3年度福岡県農業大学校養成科の学生を次のように募集する。

令和2年5月15日

福岡県農業大学校長 大石 裕二

#### 1 募集定員等

学 科	募集定員	専攻コース	学生数の基準
養成科	50人	野 菜	20人
		花 き	5人
		果 樹	5人
		水田経営	5人
		畜 産	5人
		総 合	10人

#### 2 修業年限 2年

#### 3 入学試験

福岡県農業大学校学則（昭和55年3月福岡県告示第481号）第11条の規定に基づき、入学を志願する者に対して、入学試験を行う。

##### (1) 受験資格

次に定める要件を満たす者が受験できる。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校を卒業した者、若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（令和3年3月卒業又は修了見込みの者を含む。）、若しくは学校教育法施行規則の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（令和3年3月31日までにこれに該当する見込みの者を含む。）又はこれらの者と同等以上の学力を有すると知事が認めた者であること。

イ 次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 農業に就業する意欲を有している者

(イ) 農業技術指導者を志し地域農業の振興に意欲を有している者

#### (2) 試験

試験は、一般入学試験（A日程・B日程）及び推薦入学試験（総合コースは除く。）とする。

なお、一般入学試験（B日程）は、募集定員に達しない場合に実施する。

#### ア 試験日程

	一般入学試験（A日程）	一般入学試験（B日程）	推薦入学試験
	令和2年11月6日（金） ～11月20日（金）	令和3年2月12日（金） ～2月26日（金）	令和2年9月11日（金） ～9月25日（金）
願書受付	・午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、県の休日は、受付業務を行わない。 ・郵便による受験申込みは、必ず簡易書留郵便とし、願書受付最終日までの消印のあるものに限り受け付ける。		
試験日	令和2年12月4日（金）	令和3年3月11日（木）	令和2年10月16日（金）
合格発表	令和2年12月11日（金）	令和3年3月16日（火）	令和2年10月23日（金）

#### イ 一般入学試験（A日程・B日程）

(ア) 募集定員 50人（推薦入学の募集定員を含む。）

(イ) 日時、場所等

日 時	科 目 等	場 所
A日程 令和2年12月4日	9時10分～ 10時00分	国語（国語総合） 筑紫野市大字吉木767 福岡県農業大学校

(金曜日) ・ B日程 令和3年3月11日 (木曜日)	10時10分～ 11時00分	数学(数学I)
	11時10分～ 12時00分	生物基礎、化学基礎、農業(農業と環境)のうちいずれか1科目を選択
	13時00分～	面接

注) 各科目の配点は100点とし、一定の基準に満たない試験科目がある場合には、総合得点にかかわらず、不合格とする。

(ウ) 受験手続

a 受験願書等の請求及び試験に関する問い合わせ先

福岡県農業大学校(郵便番号818-0004 筑紫野市大字吉木767 電話番号092-925-9129)又は福岡県農林水産部経営技術支援課後継人材育成室(郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話番号092-643-3495)。

受験願書等は福岡県農業大学校のホームページからもダウンロードできます。(http://fuknodai.jp)

また、郵送によって受験願書の用紙等を請求する場合は、返信用封筒(縦31cm、横22cm以上の大きさで、あて先及び郵便番号を明記し、140円切手を貼ったもの。)を必ず同封すること。

b 受験の申込方法

所定の受験願書に、次に掲げる書類を添えて、福岡県農業大学校に提出すること。

なお、受験手数料は無料とする。

- |   |    |
|---|----|
| (a) 調査書(出身高等学校長が作成して封印したもの。)                              | 1部 |
| (b) 就農・就職計画書(所定の様式によること。)                                 | 1部 |
| (c) 返信用封筒(縦23.5cm、横12cm程度の封筒に受験者のあて先を明記し、404円分の切手を貼ったもの。) | 2枚 |

c 受験票の発送

受験票は、A日程を12月上旬、B日程を3月上旬に発送する。

(エ) 合格者の発表

一般入学試験合格者の受験番号をA日程は令和2年12月11日(金曜日)、B日程は令和3年3月16日(火曜日)いずれも午前9時に福岡県農業大学校内に掲示及び本校ホームページに掲載するほか、文書をもって本人に通知する。

ウ 推薦入学試験

(ア) 募集定員 総合コースを除く定員の概ね2分の1以内

(イ) 推薦の要件

3の(1)の受験資格を満たす者であって、次に掲げるa又はbのいずれかに該当するものであること。

a 高等学校を令和3年3月卒業見込みの者にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (a) 本人若しくは保護者が県内居住者
- (b) 学業成績が優秀で、学校長が責任を持って推薦できる者
- (c) 福岡県農業大学校に確実に入学する意志を有する者
- (d) 営農意欲がおう盛で、福岡県農業大学校卒業後、県内で就農が確実な者又は県内の農業法人への雇用就農を志望する者

b 高等学校を令和3年3月卒業見込み以外の者にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (a) 本人若しくは保護者が県内居住者
- (b) 市町村長又は農業協同組合長が責任を持って推薦できる者
- (c) 福岡県農業大学校に確実に入学する意志を有する者
- (d) 営農意欲がおう盛で、福岡県農業大学校卒業後、県内で就農が確実な者又は県内の農業法人への雇用就農を志望する者

(ウ) 試験の日時、方法及び場所

日	時	方 法	場 所
令和2年 10月16日 (金曜日)	9時30分～ 10時20分	数学基礎	筑紫野市大字吉木767 福岡県農業大学校
	10時30分～ 11時30分	小論文 (800字程度)	

12時30分～

面接

## (エ) 受験手続

a 受験願書等の請求及び試験に関する問い合わせ先  
一般入学試験に同じ。

## b 受験の申込方法

所定の受験願書に、次に掲げる書類を添えて、福岡県農業大学校に提出すること。

なお、受験手数料は無料とする。

## (a) 高等学校を令和 3 年 3 月卒業見込みの者にあつては、次に掲げるもの

- i 調査書（出身高等学校長が作成して封印したもの。） 1 部
- ii 就農・就職計画書（所定の様式によること。） 1 部
- iii 推薦書（在籍する高等学校長が作成したもの。様式は自由とする。） 1 部
- iv 返信用封筒（縦23.5cm、横12cm程度の封筒に受験者のあて先を明記し、404円分の切手を貼ったもの。） 2 枚

## (b) 高等学校を令和 3 年 3 月卒業見込み以外の者にあつては、次に掲げるもの

- i 調査書（出身高等学校長が作成して封印したもの。） 1 部
- ii 就農・就職計画書（所定の様式によること。） 1 部
- iii 推薦書（所定の様式で住所地の市町村長又は農業協同組合長が作成したもの。なお、就農予定地が住所地以外の場合は、就農予定地の市町村長又は農業協同組合長が作成したものも可とする。） 1 部
- iv 返信用封筒（(a)のivに同じ。） 2 枚

## c 受験票の発送

受験票は、10月上旬に発送する。

## (オ) 合格者の発表

推薦入学試験合格者の受験番号を令和 2 年 10 月 23 日（金曜日）午前 9 時に福岡県農業大学校内に掲示及び本校ホームページに掲載するほか、文書で本人に

通知する。

## (カ) その他

推薦入学試験に不合格となった者は、一般入学試験を受験することができる。

この場合、受験願書、就農・就職計画書（志望する専攻コースを変更する場合のみ）、返信用封筒を再提出すること。

## 4 在学中に行う研修等

大型特殊自動車免許（農耕用）、危険物取扱者（乙種第 4 類）、毒物劇物取扱責任者（農薬用品目）、家畜（牛）人工授精師（畜産コースのみ）、フォークリフト運転技能講習、小型車両系建設機械運転業務特別教育講習等の免許や資格取得のための研修や講習を行う。